

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
第8期（平成25年度）第2回定例理事会議事録

- 1 日時：平成25年8月17日（土）19：35～21：05
- 2 場所：原田小学童保育所
- 3 出席者理事 19名
欠席者理事 5名（高木美和理事 山川綾理事 福尾美由紀理事 岩下聖子理事 木村恵理事）

議事

1. 基本理念唱和
2. 理事長挨拶
3. 審議事項
 - ①定款第21条、第35条改正（案）とそれに伴う関連規程の改正（案）の趣旨及び骨子について … 資料番号1
 - ②事務局職員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規定の一部改正並びに期間契約事務局員就業規則（案）及び職員給与規程（案）の制定に関して人事管理委員会に諮問することについて … 資料番号2
4. 報告事項
 - ①平成25年度重点施策のアクションプランについて … 資料番号3
 - ②法人委員会活動計画について … 資料番号4
 - ③移動市長室の開催について
 - ④非正規職員の採用について
5. 連絡事項
 - ・法人役員の任期延長に係る定款変更に伴う、保護者会規約等改正についての速やかな対応
 - ・9月21日（土）13時00～非正規職員（指導員）採用試験 於 山口コミュニティーセンター
 - ・9月28日（土）13時30～平成25年度 第1回代表者会議 於 筑紫小学童（新館）

基本理念唱和

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

理事長挨拶

（横田理事長）より、基本理念唱和に対する意義の説明と8月7日移動市長室開催の報告及び参加理事へのお礼が述べられた。また法人ホームページが筑紫野市ホームページとリンクされたこと、及び役員専用ページに（理事会資料、議事録）、ライブラリーに（規程や改定した最新版）がアップされる旨の説明がされた。また審議事項についての説明と議事進行の協力をお願いする旨の挨拶がされた。

議事に先立ち、定款第38条の規定により理事長が山下専務理事を議長指名し、山下専務理事が受諾した。

議長より発言する際の注意事項と本理事会は理事24名中、出席理事19名で定足数を満たしており、定款第39条の規定により有効に成立する旨の報告がされた。

議題1 審議事項

①定款第21条、第35条改正（案）とそれに伴う関連規程の改正（案）の趣旨及び骨子について

（議長）より、横田理事長に対して、「定款第21条、第35条改正（案）とそれに伴う関連規程の改正（案）の趣旨及び骨子」について説明が求められた。

（横田理事長）より、資料番号1をもとに定款改正についての説明がされた。要旨はとおり。

（定款改正）

前期法人改革に伴う定款改正と関連規程改正（指導員に関する人事権の整理及び組織再編）を行った。しかし、事務局職員任免の手続き、指導員の任免手続きについても理事会の議決が必要という規定のままになっていることから、迅速で業務に支障がでないタイムリーな人事配置を担保できていない。また、人事配置計画や人事管理委員会を中心に据えた人事施策遂行に係る下位規範（定款細則・運営規程）の前期改正との整合が取れなくなっているため改正するものである。事務局職員の採用・任命手続きを執行部と人事管理委員会に持たせるため（人事配置計画）定款21条3項を削除し、運営規程に規定する。職員の任免については執行部並びに人事管理委員会の決定（人事配置計画）を尊重し、人事に関する都度、個別案件の理事会での決議を不要として、執行部からの報告の承認を行うことを基本とすることで、下位規範との整合性を担保して人事施策の遂行を容易ならしめる。

（定款細則改正）

理事（経営層）が経営の素人であり、本業をもつ現役保護者であることから、事務局の役割である事務処理の範囲を執行部・理事の業務執行の補佐までと明記することで、専務理事の役割と法人の施策企画立案・実施機関としての役割を明確にする。

（運営規程改正）

上記定款と定款細則の改正、審議事項②の職員就業規則等の改正に伴い整合性を図るため改正を行うもの。特に事務局職員の採用・任命手続きを執行部と人事管理委員会に持たせる。

（議長）より、説明を受けての質問や意見はないか確認がなされたが特に意見はなく、議決権行使書含む賛成24名、反対0名で定款第21条、第35条改正（案）とそれに伴う関連規程の改正（案）（定款細則・運営規程）は承認された。なお、定款については理事会承認をもって次回総会に上程することを決定した。

議題2 審議事項

①事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規程の一部改正期間契約事務局員就業規則(案)及び職員給与規程(案)の制定に関して、人事管理委員会に諮問することについて

(議長)より、田上副理事長に対して「事務局員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規程の一部改正期間契約事務局員就業規則(案)及び職員給与規程(案)の制定」について人事管理委員会に諮問することについて説明が求められた。

(田上副理事長)より資料番号2をもとに趣旨説明がされた。事務局員の不安定な就業規定について見直しを行い、事務局員の確保を図る。正規職員(正規指導員及び事務局員)について給与規定の統合を図る。労働基準法第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)との整合性を図る旨の説明がされた。

次に①事務局員就業規則の一部改正②期間契約事務局員就業規則(案)の制定③職員給与規程(案)制定④期間契約指導員就業規則の一部改正⑤退職金規程の一部改正についての骨子の説明がされた。

(横田理事長)より時間外勤務については青天井という訳にはいかないもので、その運用について予算の配賦基準をどうするのか(学童の規模や正規・非正規などの職種での基準)また、主任者手当についても、主任者の位置づけと役割(管理職とするか)、手当の金額、配置の人数など、これから議論しないといけない問題があり理事の皆さんには予め問題点を提起しておきたい旨の補足説明がなされた。

(議長)より、説明を受けての質問や意見はないか確認がなされたが特に意見はなく、議決権行使書含む賛成24名、反対0名で「事務局職員就業規則、期間契約指導員就業規則及び退職金規定の一部改正ならびに期間契約事務局員就業規則(案)及び職員給与規程(案)の制定に関して、人事管理委員会に諮問することに決定した。

議題3 報告事項・連絡事項

(専務理事)より資料番号3をもとに平成25年度重点施策のアクションプランとスケジュールについての説明がされた。次に資料番号4をもとにアクションプランに沿った法人委員会活動計画についての説明がされた。(横田理事長)より、5月の総会で承認された、当法人の理念を達成するための25年度の重点施策については、その施策を実行することによって、当法人が1年後どのような姿・状態になっているのか(目標・ビジョン)を明らかにして、それをどのような理由・背景で取り組むのか、どのような効果を期待しているのか、誰が、いつまでに行うのかを、アクションプランとスケジュールにまとめ、それをまた、委員会活動計画に落としている。今後の法人活動はこのアクションプランとそのスケジュールによって進められ、検証されることになる。特に、取り組みの背景・理由や効果は今後の活動の原

点であり、理事をはじめ学童役員、指導員もしっかり理解をして頂き、今後の法人事業にご協力願いたい旨の補足説明がなされた。次に平成25年8月7日開催の「移動市長室」での懇談内容、市役所ホームページ掲載についての報告がされた。次に平成25年7月1日付け非正規事務局職員1名の採用報告がされた。

引続き（専務理事）より法人役員任期延長に係る定款変更に伴う、保護者会規約改正についてまだ、手続きが済んでいない学童に対して速やかなる対応の依頼がなされた。次に平成25年9月21日（土）13時から非正規職員（指導員）採用試験（於 山口コミュニティーセンター）が実施予定であることと、平成25年9月28日（土）13時30分から第1回代表者会議（於 筑紫小学童・新館）が実施予定であることが報告された。特に質問はなく報告事項については承認された。また採用試験については当報告をもって、理事会の議決とする旨提案したところ反対もなく了承された。

（田上副理事長）より交流事業費の清算方法、手続きに関して、改めて事務局から保護者会へ通知する旨の連絡がなされた。

（議長）より、次回理事会は10月19日（土）19時30分から二日市東小学童でおこなう旨の確認がなされ、散会した。

21時05分終了